

一時保護司法審査

一時保護時の司法審査の要点について理解し、実務に向けた知識・技術の向上を目指します。

日 程

令和6年12月24日（火）

9時から17時まで（途中昼休憩等あり）

対 象

児童相談所、子ども家庭センター等の職員
子ども家庭福祉行政に携わる職員 【定員80名程度】

場 所

特別区職員研修所（東京区政会館別館）（千代田区九段北1-1-4）

カリキュラム

12月	時 間	教科目・講師
24日 （火）	9:00 ～ 12:00	○一時保護における司法審査（総論） 令和7年6月より施行予定の一時保護時の司法審査について、導入される目的や経緯、留意点などについて学び、基本的な考え方を理解することを目指します。 《講師》橋本 和明 氏 国際医療福祉大学 医療福祉学研究科心理学専攻 教授。臨床心理士、公認心理師。 家庭裁判所調査官を経て、現在は犯罪心理学、非行臨床や虐待、発達障害を専門に研究。こども家庭庁「児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会」の委員や、「一時保護の司法審査に関する実務者作業チーム」の座長を務める。
	13:00 ～ 17:00	○一時保護状の請求に係る書類作成（講義・演習） ○子どもの意見聴取と伝達における留意点（講義・演習） 事例に基づいた演習を行い、一時保護状の請求書や総括書面を作成する際のポイントを学びます。また、意見聴取等措置について、子どもに意見を聴取する際の基本的な留意点や、実践において工夫していることを互いに共有します。 《講師》区職員 江戸川区総務部副参事（法務担当）。児童相談所常勤弁護士。 都市型公設法律事務所に勤め、高齢・障害福祉・生活保護・婦人相談等の行政機関と連携した経験や、神戸市こども家庭センター（児童相談所）にて常勤弁護士として勤めた豊富な経験を持つ。
計		1日間（7時間） ※途中昼休憩等有り